

# 神奈川県川崎競馬組合職員の管理職手当に関する規則

(平成12年4月1日規則第4号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神奈川県川崎競馬組合職員の給与に関する条例（平成12年神奈川県川崎競馬組合条例第9号。以下「組合職員条例」という。）第2条第1項の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号。以下「県条例」という。）又は組合職員条例第2条第2項の規定によりその例によることとされている川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「市条例」という。）の規定に基づく管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定する職及び支給割合額)

第2条 県条例第7条の2又は市条例第13条の2の規定に基づき管理職手当を支給する職は、次のとおりとし、その職にある職員に支給する管理職手当の給料月額に対する支給割合又は支給額は、それぞれの条例の規定の例による。

常勤副管理者  
事務局長  
部長  
事務局次長  
事務局参事

(管理職手当の支給)

第3条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(支給しない場合)

第4条 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号の一に該当する場合には、管理職手当は支給することができない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき、及び公務上の負傷又は疾病により病気休暇を与えられた場合を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。